

## 上越市と東京農業大学との連携協力に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、上越市と東京農業大学が包括的な連携のもと地域社会の発展と人材育成のため、農業振興、まちづくり等様々な分野において相互に協力することを目的とする。

### (協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 中山間地域農業の振興のための連携
- (2) 教育・文化発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

### (有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の3ヶ月前までに、上越市と東京農業大学のいずれからも書面による解約・変更の申し出がない場合は、自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### (その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、上越市と東京農業大学が協議して別に定めるものとする。

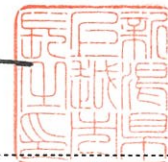
本協定の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成17年 4月18日

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長

木浦正幸



東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

進士五十八

